

令和7年度

事業計画

社会福祉法人松江市社会福祉協議会

令和7年度松江市社会福祉協議会事業計画

使 命

地域福祉の推進を図ることを目的とする『公共性』『公益性』の高い民間非営利団体として、市民誰もが安心して暮らすことができる『福祉でまちづくり』を地域住民の方やボランティアの方、福祉・保健・医療の多様な機関・団体と共に推進することを使命とします。

経営理念

一人ひとりを対象とした個別支援活動と、地域づくりの活動を総合的に展開することを目指して『市民一人ひとりの幸せづくりと地域づくりを応援する社協活動』を経営理念とします。

基本方針

本年1月1日に発生した能登半島地震によって、北陸地方では甚大な被害がもたらされ、自然災害の前では築き上げた地域社会の脆弱さを思い知らされることとなりました。しかしながら、復興に向け、一人ひとりの生活を取り戻すためには、あらためて「人と人との支え合い」は不可欠です。本会は、被災地の復興支援に取り組む一方、みずから災害時のボランティア活動の理解を深め、日頃からの「つながり」づくりに取り組み、法人として持っている機能を最大限に発揮し、人材、関係機関とのネットワークを生かし、その役割を果たしていかなければなりません。

また、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、社会的孤立が進行し、孤立死、身寄りのない人への支援への対応が急がれるなど福祉課題が顕在化しています。こうした状況のなかで、本会は、地域福祉の推進を使命とし、住民の皆さんをはじめ、町内会自治会、公民館、地区社会福祉協議会、民生児童委員、福祉推進員、社会福祉法人、企業、ボランティア団体等とともに、地域共生社会の実現に積極的に取り組んでいきます。

本年度は「第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定の年になります。29の地区社会福祉協議会活動計画の反映や公民館長会、民生児童委員協議会など関係諸団体からのご意見や当会が把握している地域課題などを協議し、「みんなでやらこい福祉でまちづくり」を計画の基本理念として、松江市と協働して計画策定に取り組みます

本会として、組織内連携をさらに強化し、関係機関等との連携・協働を図り、市民の皆様にとって「頼りになる松江市社協」を目指していきます。

重点事業

1. 地域包括支援体制の構築

対象者の種別にとらわれない全世代全対象のニーズをキャッチするため開設した「ふくしなんでも相談所」は、松江市社会福祉法人連絡会や連携薬局と協働し、より市民に身近な拠点で、住民に寄り添った相談支援を実践していきます。生活のあらゆる困り事の対応できる相談援助技術のスキルアップ、関係する機関や団体等と連携を強化し、制度の狭間

に陥らない「ワンストップ」の相談支援を目指します。

2. 重層的支援体制整備事業の推進

各地域包括エリアにおいて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と地域包括支援センター相談員（保健師、社会福祉士、ケアマネジャー）がチームとしての連携を強化し、社協内各課の横断的な協働支援、さらには公民館、地区社協、社会福祉法人・企業・NPO法人等とともに、「相談支援」「アウトリーチ」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に展開し、誰も取りこぼすことのないつながりのある包括的支援体制を構築していきます。

3. 権利擁護のある地域づくりの実践

松江市権利擁護推進センターを中心に、家庭裁判所、法テラス島根等の関係機関や地域の民生児童委員、福祉推進員等と連携を図りながら、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人にしっかりつなげられるよう、権利擁護支援地域連携ネットワークの一層の充実を図ります。

4. 地域福祉の推進

住民の生活ニーズを把握し、地域の困りごとをコミュニティソーシャルワークの手法をいかし、「個別支援」と「地域づくり」を一体的に展開します。また、「第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の年を迎え、住民参加・参画の理念を踏まえ、行政と協働して計画策定に取り組めます。

5. 身寄りのない人への支援の充実

少子高齢化が進展する中、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加といった状況がみられます。誰もが一人の個人としてその意思が尊重され、必要なときは安心して支援を受けることができるよう、「高齢者安心サポート事業」の充実、「身寄りのない人への支援ガイドライン」の活用、アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の推進等、これまで本会が実践してきた事業の推進と「新たなつながりづくり」に組み、市民が安心して生活できるよう支援体制の充実を図ります。

6. 生活困窮者等への伴走型支援の実践

コロナ禍の影響や社会情勢の変化により、「生活困窮」や「ひきこもり」の課題が顕在化してきています。松江市くらし相談支援センター、貸付事業を中心とした相談支援、多様な就労機会の創出や居場所づくりを進め、関係団体・関係者との連携しながら、生活困窮、孤立、生きづらさを抱えた市民に対し、伴走型支援を実践します。

7. 福祉教育の推進

今日的な福祉教育の意義や必要性、理論を理解し、福祉教育プログラムの企画・調整・推進を協働実践していきます。「地域福祉は、福祉教育で始まり、福祉教育で終る」という言葉があるように、福祉教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を対話的な学びをとおして実践していきます。

8. 災害時に対応するため支援体制の強化

近年、全国各地において、災害が頻発しています。災害が発生した際には必要に応じて、社協が中心となって災害ボランティアセンターの設置、運営を行っています。行政、公民館、社会福祉法人連絡会、県社協、協定を結んでいます青年会議所、ライオンズクラブ等と協働し、「災害ボランティアセンター立上げ訓練」を実践するとともに、県社協主導ですすめていますサイボウズ社の「キントーン」(災害ボランティアセンター業務アプリクラウドサービス)を導入し、災害ボランティアセンター業務のICT化、効率化を図ります。

9. 社協内チームワークの推進と心理的安全性の向上

様々な課題解決をするためには、1つの部署だけでなく、職員同士のチームワークと部署間の連携が必要です。チームとして、自分の意見や考えを自由に言い合える環境づくりや「心理的安全性」を高める取組みを実施し、互いに信頼し合うことができる職場づくりを推進します。

実施事業

1. 社協運営及び機能強化

(1) 法人運営管理

- ①理事、監事、評議員の選任
- ②評議員選任・解任委員の改選
- ③理事会、評議員会、監査会等の開催
- ④委員会の設置

(2) 事務局運営管理

- ①法人の運営管理
- ②各事業所の運営管理
- ③指定管理施設の適正な運営管理
- ④社会福祉法人実地指導監査の対応
- ⑤第5次発展強化計画の進捗管理

(3) 広報調査

- ①社協だより・刊行物等の発行
- ②ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ等の電子媒体等の管理運営
- ③メールニュースの定期配信
- ④県内社協活動情報サイト(しまそこ)への情報提供
- ⑤デジタルサイネージによる広報
- ⑥広報委員会の定期開催
- ⑦法人の情報公開の推進

(4) 会員確保・資金造成

- ①社協会員及び会費の拡充

- ②島根県共同募金会松江市共同募金委員会の支援

- ③日赤会費の造成支援
- ④篤志寄付金の確保と理解
- ⑤基金等の適正な運用

(5) 研修啓発

- ①松江市社会福祉大会の開催
- ②各種研修、大会、啓発事業の開催及び共催
 - ・戦没者追悼式の共催
 - ・市民余芸大会の共催
- ③社協役職員及び関係者の研修会の開催
- ④職員スキルアップ研修の実施

(6) 災害等への対応

- ①災害ボランティアセンターマニュアルに沿った職員及び関係機関による立上げ訓練等研修の実施。
- ②災害支援協定先等関係機関との連携
- ③災害ボランティアセンターICT化への取組
 - ・県社協及び他市町村社協との協議
 - ・キントーン勉強会への参画
- ④被災地への職員派遣
 - ・能登半島地震災害ボランティアセンターの運営

(7) 連絡調整

- ①関係機関・団体・施設等の連絡調整
- ②当事者の組織化及び援助育成
- ③地区社会福祉協議会との連携強化
- ④民生児童委員協議会連合会との連携強化
- ⑤町内会・自治会連合会との連携強化
- ⑥社会福祉団体等の育成援助及び連絡調整
- ⑦八市社協会への参画

(8) 社会福祉法人としての取り組み

- ①経営組織のガバナンスの強化
- ②事業運営の透明性の向上と市民理解
- ③財務規律の強化
- ④地域における公益的な取組の実施
- ⑤松江市社会福祉法人連絡会への参画
- ⑥社会福祉法人・NPO法人等との連携

(9) 個人情報保護の推進

(10) 苦情処理体制の推進

(11) 篤志寄付金配分事業の推進

2. 地域福祉及び連絡調整の強化

(1) 地域福祉推進事業

- ①第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
- ②地区社協活動助成事業(すこやかライフ推進事業の実施)
- ③地区社協会長会の支援
- ④福祉推進員代表者会との連携
- ⑤福祉推進員と地域福祉関係者との連携
- ⑥要配慮者支援推進事業の推進

(2) 地区社協の活動支援

- ①第6次地区地域福祉活動計画の進捗支援
- ②地区社協事業の活動支援

(3) 福祉でまちづくり事業

- ①福祉推進員研修会の開催
- ②福祉推進員と民生児童委員との連携強化
- ③地区社協福祉担当職員連絡会の開催

④認知症見守りネットワーク事業の拡充

⑤なごやか寄り合い事業の推進

⑥介護者の集い、男性介護者の集いの開催

⑦生活再建お家クリーニング事業の実施

⑧あったかスクラム事業の実施

⑨子ども食堂事業の普及・啓発の推進

⑩こども応援プロジェクト

⑪生活再建・一時保護施設(シェルター)事業の実施

(4) 福祉サービス

①福祉サービスの企画・実施・支援

- ・ゆうあいヘルプサービス事業(訪問型サービスB)
- ・サービスの担い手確保と養成
- ・その他のサービス事業の企画・実施

(5) 松江市社会福祉法人連絡会との社会貢献事業の推進

- ・ふくしなんでも相談窓口の立上げ支援等
- ・松江市社会福祉法人連絡会との連携強化

(6) 新たなニーズに対応した独自事業の企画実施

- ・新たな支え合いの仕組みづくりプロジェクト

3. ボランティア活動の推進

(1) 松江市ボランティアセンター事業

①運営委員会の開催

②ボランティアの相談・調整

③各種ボランティアの養成、育成

- ・サマーチャレンジボランティアの開催
- ・くらし安心サポーターセミナーの開催

④あいサポーター運動の推進

- ・あいサポーターの養成、育成

⑤ボランティア活動の支援

- ・ボランティア保険加入の促進と事務手続
- ・「ボラカフェ」の開催

・「おうち de ボランティア」の周知

⑥ふくし教育の推進

・「もんじゅの知恵」を活用したふくし教育の推進

・ふくし教育プログラムの開発

・介護の基礎的講座（介護の出前講座）

⑦ボランティア活動の情報発信

・松江市ボランティアセンター機関紙「つなぐ」の発行

⑧関係機関、団体等との連携、協力

・市民活動センター等関係機関との連携

・松江市ボランティア連絡協議会との連携

・企業ボランティア松江ネットワーク会議への支援

⑨「まめなかポイント」（福祉ボランティアポイント事業）事業推進

⑩障がい者の余暇支援の推進

4. 総合相談・生活支援事業の推進

（1）重層的支援体制整備事業

①包括的相談支援事業（ふくしなんでも相談所事業）

・断らない相談支援の実践

②多機関協働事業の推進

・重層的支援会議の開催

③参加支援事業の実施

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

⑤コミュニティソーシャルワーカーの支援力の強化

（2）総合相談機能の充実

①コミュニティソーシャルワーク機能の強化

②対策会議、困難事例検討会の開催

③総合相談スキルアップ研修の実施

④法テラス島根との連携強化

・助っ人弁護士制度の推進

⑤巡回相談事業の実施

・様々な場所での巡回相談の開催

（3）権利擁護事業の推進

①日常生活自立支援事業

②法人後見事業

③高齢者あんしんサポート事業

（4）松江市権利擁護推進センターの運営

①広報事業

②利用促進事業

③相談支援事業

・受任者の調整

・担い手育成・確保

④市民後見人等の養成

⑤市民後見人の活動支援

⑥地域連携ネットワークの推進

（5）松江市くらし相談支援センターの運営

①自立相談支援事業

②就労準備支援事業

③家計改善支援事業

④一時生活支援事業

⑤フードバンク事業（生活困窮者世帯等へ支援物資等の配布・一人一品運動・ひとり親世帯等物資配布）

⑥入居債務保証事業

（6）貸付相談事業

①民生融金（相談・貸付・償還）

②生活福祉資金（相談・貸付・償還）

③新型コロナウイルス特例貸付債権管理等

④関係機関等との情報交換

5. 介護保険関係事業の推進

（1）地域包括支援センターの運営

○中央地域包括支援センター（基幹型）

○松東地域包括支援センター及びサテライト

○松北地域包括支援センター

○湖南地域包括支援センター及びサテライト

○松南第1地域包括支援センター

○松南第2地域包括支援センター

- ①総合相談業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤地域ケア会議の実施
- ⑥指定介護予防支援事業
- (2) 松江市在宅医療・介護連携支援センターの運営
 - ①地域の医療・介護資源の把握
 - ②医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ③在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - ④医療・介護関係者の研修
 - ⑤地域住民への普及啓発
 - ⑥医療連携推進コーディネーター事業
- (3) 松江社協介護センターの経営
 - ①居宅介護支援事業
 - ②訪問介護事業
- (4) 美保関介護センターの経営
 - ①居宅介護支援事業
 - ②訪問介護事業
 - ③通所介護事業の運営及び今後の検討
- (5) 松南介護センターの経営
 - ①居宅介護支援事業
 - ②訪問介護事業
- (6) 宍道介護センターの経営
 - ①居宅介護支援事業
 - ②訪問介護事業
- (7) 自費ヘルパー事業の実施
- (8) 事務受託法人の運営
 - (要介護認定訪問調査事業の受託)
 - ①本所及び松南第1分室
- (9) 生活支援コーディネーター事業の受託
 - ①地域課題とニーズ把握、共有
 - ②社会資源の把握及び開発
 - ・インフォーマルサービスの活用
 - ・サービスの担い手の養成
 - ③ネットワークの構築
 - ・関係機関の情報共有

- ・サービス提供主体間の連携体制づくり

④第1層・第2層協議体の運営支援

6. 障害者総合支援法関係事業の推進

- ①松江社協障がい者居宅介護・同行援護事業
- ②美保関障がい者居宅介護事業・同行援護事業
- ③松南障がい者居宅介護・同行援護事業
- ④宍道障がい者居宅介護事業

7. 児童福祉サービスの推進

(1) 八雲児童センターの運営

- ①自由交流活動（自由遊びの場）の実施
- ②各種ふれあい、体験行事の実施
- ③他施設、他職種との連携強化
- ④地域（住民）との交流事業
- ⑤児童クラブとの交流事業

8. 福祉施設等管理運営事業の実施

- (1) 松江市総合福祉センター指定管理事業
- (2) 松江市美保関高齢者生活福祉センター指定管理事業
- (3) 八雲児童センター指定管理事業
- (4) 宍道屋内ゲートボール場運営事業

